

非常勤職員

土木研究所の育児・介護支援制度



平成29年10月現在

制度	取得の可否		妊娠	産休開始	出産	産休明け	1歳	3歳	小学入学	小3修了	小6修了	介護	制度の概要
	有給・無給	男性											
妊娠・出産のための制度	・休憩時間の短縮	○	○	■									交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる妊娠中の女性職員について、休憩時間を短縮することができる
	・妊産婦の時間外勤務、深夜勤務、休日勤務の免除	○	○	■	■								時間外勤務、深夜勤務、休日勤務を制限できる
	・妊産婦の健康診査・保健指導による職務専念免除	○	○	■	■								保健指導又は健康診査を受診するために勤務しないことができる
	・妊娠中の休憩・捕食	○	○	■									母体又は胎児の健康保持のため、適宜休息又は捕食するために必要な時間、勤務しないことができる
	・妊娠中の通勤緩和	○	○	■									通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合は、始業、就業時に勤務しないことができる(1日を通じて1時間を超えない範囲内)
	・産前休暇	○	○		■								6週間(多胎妊娠の場合には14週間)以内に出産予定の女性職員に与えられる休暇
	・産後休暇	○	○			■							出産した女性職員に与えられる休暇(出産直後の女性職員を就業させてはならない)
育児のための制度	・育児(保育)時間休暇	○	○			■							授乳や託児所等への送迎等を行う場合に取得できる(1日2回それぞれ30分以内 ※1日1回1時間の取得可) 男性非常勤職員は配偶者(妻)が取得した時間を差し引いた時間の範囲内で取得できる
	・子の看護休暇	○	○			■							子を看護する場合に1暦年において5日の範囲内で取得できる(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には、1暦年において10日の範囲内)
	・育児休業制度	○	○			■							1歳(子の養育の事情に応じて最長2歳)に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するため一定期間休業できる
	・育児部分休業制度	○	○			■							小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる(1日2時間以内)
育児・介護のための制度	・深夜勤務の制限	○	○			■						■	子の養育又は家族の介護を行う職員について、深夜勤務(午後10時から翌日5時まで)を制限できる
	・時間外勤務の免除	○	○			■						■	子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を制限できる
	・時間外勤務の制限	○	○			■						■	子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を月24時間、年150時間以内に制限できる
	・休憩時間の短縮	○	○			■						■	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員、介護する職員について、休憩時間を短縮することができる
介護のための制度	・介護休暇	○	○									■	要介護対象家族を介護する場合に1暦年において5日(要介護者が2人以上の場合1暦年において10日)の範囲内で取得できる
	・介護休業制度	○	○									■	要介護対象家族1人につき通算93日の期間内において休業できる(3回を上限として分割取得可能)
	・介護部分休業制度	○	○									■	介護休業とは別に、要介護対象家族1人につき利用開始から連続する3年の期間内において、30分(始業又は終業までの連続した2時間の範囲内)を単位として休業できる

■ 女性が取得できる期間  
 ■ 男性が取得できる期間  
 ■ 男女とも取得できる期間